

1. 従業員の海外出張の宿泊費・雑費は所得税の対象とすべきか(財政部台北国税局-2014/2/10)
2. 営利事業者が私的に債権債務を免除する和解書は、貸倒損失が発生したことの証明となることできない(財政部台北国税局-2014/2/7)
3. 福利厚生費の積立基準及び費用認識の規定(財政部南区国税局-2014/2/11)
4. 財政部 103.01.20 台財稅字第 10200705630 号  
2014 年度の営利事業者の借入利率の最高標準と従業員の通常給与水準(財政部-2014/1/20)

公表元	財政部台北国税局
テーマ	従業員の海外出張の宿泊費・雑費は所得税の対象とすべきか
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、納税義務者からの質問で、業務の関係で海外出張した場合、出張期間の宿泊旅費は会社から従業員への労務報酬に該当するかというものがあつた。</p> <p>当局の説明によると、所得税法第 14 条第 1 項第 3 類により、雇用主の目的のために職務執行し支給された旅費及び日当が、営利事業所得税審査準則第 74 条第 3 項の基準を超過しない場合、給与とされない。上記の基準を超過した場合、同法第 14 条第 1 項第 3 類第 2 款により給与所得に該当し、営利事業者が従業員に支払う時に、所得税の源泉徴収は免除されるものの、所得税法第 89 条第 3 項により申告票を作成し、税務機関に申告しなければならない。</p> <p>当局の指摘では、営利事業所得税審査準則第 74 条第 3 項により、営利事業者が計上する従業員出張旅費の認定基準について、海外出張の宿泊費及び雑費は「中央政府各機関による海外各地区への派遣者の生活費日当金額表」の日当金額により認定される。但し、会社規定により宿泊費を實際額で申告する場合、その日当は上記標準の 5 割で認定する。</p>
公表日	2014/2/10

公表元	財政部台北国税局
テーマ	営利事業者が私的に債権債務を免除する和解書は、貸倒損失が発生したことの証明となることができない
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、営利事業者が和解により債権の一部または全部を回収できない場合、貸倒損失の発生とみなし、発生年度に貸倒引当金を取崩す必要がある。ここでの「和解」とは、裁判による和解または訴訟上の和解及び商業会、工業会の和解を指している。上記の状況に該当する場合、裁判の和解記録または裁定書、商業会または工業会の和解記録を取得し、これを貸倒損失発生の証明としなければならない。</p> <p>当局の説明では、甲社が2006年度の営利事業所得税申告に6百万元あまりの貸倒損失を計上し、その内1百万元あまりの部分は債務者との和解により回収できない売掛金であったが、双方合意した債権債務に関する和解協議書を提示したものの、裁判の和解記録または裁定書、商業会または工業会の和解記録を提示することができなかつたため、上記の規定を満たさず否認され、36 万元あまりの税金を追徴された。</p> <p>当局が強調しているのは、営利事業者の私的な和解による債権債務和解書は貸倒損失発生の証明となることができないので、徴納双方の手間を避けるため、税法規定の証明資料を取得し申告しなければならないということである。</p>
公表日	2014/2/7

公表元	財政部南区国税局
テーマ	福利厚生費の積立基準及び費用認識の規定
公表内容	<p>労働者の権利が重視されることにより、会社の職員に対する福利厚生も充実し、職員への福利厚生で人材を惹き付けることができる。しかし、会社が福利厚生費を計上する時に、税務上はどう処理するかという問題がある。</p> <p>南区国税局によると、職員福利金条例の規定により、職員福利金の積立は職員福利委員会を設立している場合に限り、実際積立額とする。会社は設立時の払込資本金または増資時の増資資本金の5%を限度として、一括で福利金を積立てる。但し、注意すべきなのは、税務申告上その積立福利金は当年度に一括費</p>

	<p>用計上はできず、毎年積立金額の 20%を限度として費用計上する。言い換えれば、払込資本金または増資資本金の 5%を限度として一括で福利金を積立てるが、税務申告時には 5 年で費用計上する必要がある。</p> <p>当局管轄内のとある会社の 2011 年度営利事業所得税確定申告案件の審査時に、福利厚生費用 1 百万元余りについて、その内 1 百万元が当年度の増資資本金の 5%の積立てに係るものであることを発見した。営利事業所得税審査準則第 81 条に基づき、福利金は一括積立した後、毎年の費用計上額は積立額の 20%を限度とする。従って、当年度の費用は 20 万元しか計上できず、残りの 80 万元は翌年度に繰延べて分割計上しなければならない。</p> <p>上記の他、年末に大部分の会社は尾牙などを開催し職員の食事費用を負担するが、その食事費用は福利厚生費に計上するかという問題がある。</p> <p>当局の説明によると、上記の審査準則の規定により、法に基づき福利委員会を設立し福利金を積立てる場合、職員の旅行や食事会の費用は先に福利金から支払わなければならない、不足時にその他費用で計上する。但し、行政院労委会の規定によると、尾牙の食事費用は事業主が職員の 1 年間の職労を慰労するためのものであり、一般の福利委員会が主催する食事会ではないため、福利金から支払ってはいけないことを規定している。従って、当局は納税義務者に対し、営利事業者の福利委員会設立の有無を問わず、尾牙の食事費用はその他費用に計上することを提案している。</p>
公表日	2014/2/11

公表元	財政部
テーマ	<b>財政部 103.01.20 台財稅字第 10200705630 号</b> <b>2014 年度の営利事業者の借入利率の最高標準と従業員の通常給与水準</b>
公表内容	<p>「2014年度の営利事業者の借入利率の最高標準と従業員の通常給与水準」を以下の通り確定する。</p> <p>一、2014年度の営利事業者の借入利率の最高標準：</p> <p>(一)金融業者からの借入利息については、契約書上の利率により実際額で認定する。</p> <p>(二)非融業者からの借入利息については、月率1.3%を超過してはならない。超過した部分は費用計上することができない。</p>

	<p>二、2014年度の営利事業者の従業員の通常給与水準：</p> <p>(一)会社組織及び合作社の従業員の給与(賞与を含む)は、実際支払額で認定する。</p> <p>(二)独資及び合資組織の資本主、業務執行のパートナー、マネジャー、特別雇用技術者の給与(賞与を含む)は実際支払額で認定する。</p> <p>(三)独資及び合資組織の高級職員(副理、部門管理者、秘書、エンジニア、技師等)の月給の最高限度は82,000円、一般職員の限度は50,000円とし、超過した部分は費用計上することができない。賞与については、当年度に認定した給与と、その月給標準の2か月分とを合算した額を超過していない場合、実際支払額で認定する。</p>
公表日	2014/1/20

## EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

## EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan

All Rights Reserved.

APAC no. 14001179

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/taiwan](http://www.ey.com/taiwan)